

## インストールの前に必ずお読み下さい

この度、弊社ソフトウェア ASTEC-X（同封の媒体やマニュアルなどの印刷物に記録または記載されたコンピュータプログラム等の情報(オープンソースソフトウェアである VcXsrv と PuTTY を除く)のことをいい、以下「本ソフトウェア製品」という)をお使いいただくにあたり、弊社では下記の内容のソフトウェア製品使用許諾書(以下「本許諾書」という)を設けさせていただいております。本ソフトウェア製品は、お客様が本許諾書の内容にご同意していただいた場合にのみお使いいただけます。本ソフトウェア製品をインストールされる前に本許諾書の内容を十分にお読み下さい。

本許諾書にご同意いただけない場合は、インストールせずに、ご購入後 30 日以内に弊社またはお求めになった販売店にご返送下さい。お支払いいただいた金額を払戻しいたします(ご返送の際の送料はお客様の負担でお願いいたします)。

本許諾書にご同意いただき、本ソフトウェア製品をお使いになる場合は、ユーザー登録を行って下さい。ユーザー登録をしていただいたお客様に限り、本許諾書の内容に従い本ソフトウェア製品について補修等のサービスをさせていただきます。

お客様が本ソフトウェア製品をインストールされますと、  
本許諾書の内容のすべてにご同意いただけたものとみなします。

## ASTEC-X ソフトウェア製品使用許諾書

株式会社アールワークス(以下「アールワークス」という)は本許諾書に基づき、日本国内において本ソフトウェア製品を使用する譲渡不能の非独占的権利をお客様に許諾するものとします。

### 第 1 条 (使用権)

お客様は、本許諾書に基づき使用許諾された本ソフトウェア製品を、同封の媒体から特定の 1 台の計算機上にインストールし、お客様ご自身が使用することができます。ただし、当該計算機は、アールワークスが本ソフトウェア製品を作動させる機器として指定している計算機とします。

### 第 2 条 (補修等)

本ソフトウェア製品の媒体に材質上または製造上の瑕疵があり、その取扱説明書に従って合理的にインストールもしくは使用できないときは、お客様が本ソフトウェア製品をお受取になった日より 60 日以内に限り、アールワークスは無償で補修または交換に応じるものとします。

### 第 3 条 (サポート)

お客様は、別途サポート契約を締結し、サポート料金を支払うことにより、本ソフトウェア製品の技術サポートをアールワークスもしくはアールワークスの指定する第三者より受けることができます。

### 第 4 条 (禁止事項)

お客様は書面により事前にアールワークスの承認を得た場合を除いては、以下の行為をしてはならないものとします。

- (a) 本ソフトウェア製品を第三者に譲渡したり、サブライセンスしたり、レンタルすること。
- (b) 本ソフトウェア製品を複製したり、解析(リバースエンジニアリング)したり、変更すること。

(裏面に続きます)

## 第5条(著作権)

1. 本ソフトウェア製品の著作権は、アールワークスまたはその許諾者(本ソフトウェア製品の一部について著作権を有し、アールワークスにその再配布を許諾している者)が有するものであり、お客様はいかなる場合においても、本許諾書に明記された使用権を除いて、本ソフトウェア製品に関する著作権、所有権その他いかなる権利も取得するものではありません。
2. お客様は本ソフトウェア製品の使用期間中及び使用権が解除された後も、本ソフトウェア製品(本ソフトウェア製品独自の表現、アイディア等の情報を含む)を秘密に保持し、書面により事前にアールワークスの承認を得た場合を除いては、本ソフトウェア製品を第三者に開示してはならないものとします。

## 第6条(使用権の解除)

1. お客様はアールワークスに対し書面で通知することにより、いつでも本ソフトウェア製品の使用権を解除することができるものとします。
2. アールワークスはお客様において次の各号の一に該当する事由があるときは、お客様の本ソフトウェア製品の使用権を解除することができるものとします。
  - (a) お客様が本許諾書に定めるいずれかの条項に違反したとき。
  - (b) お客様について支払いの停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき。
3. お客様は前各項の規定により本ソフトウェア製品の使用権が解除になった場合であっても、既にアールワークスに支払った対価の返還を求めることはできないものとします。
4. 本ソフトウェア製品の使用権が解除された場合には、お客様は本ソフトウェア製品を直ちにアールワークスに返還するか、または破棄するものとし、お客様は返還または破棄と同時にその事実を証明するお客様の代表者が署名した証明書をアールワークスに提出するものとします。

## 第7条(アールワークスの保証の範囲)

1. アールワークスが本ソフトウェア製品の誤りに関して負う保証義務は、第2条に規定する補修等を行うことにも限られているものとします。
2. アールワークスは本ソフトウェア製品が特定の目的のために適当または有用であることを一切保証しないものとします。
3. アールワークスはお客様が本ソフトウェア製品を使用したことによって被った直接的、間接的または偶発的損害について、一切責任を負わないものとします。
4. お客様が本ソフトウェア製品を日本国外で使用したことにより、第三者からなんらかの請求や訴訟を受け、そのために支障や損害を被っても、アールワークスは一切責任を負いません。また、お客様の日本国外での使用によりアールワークスが損害を被った場合は、お客様にその賠償を請求する場合があります。

## 第8条(合意管轄)

本契約は日本法に準拠するものとし、本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。